

“21世紀の川越を考える”市民協議会会則

第1条 (名称)

本会は「“21世紀の川越を考える”市民協議会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、川越市の政治、経済、社会、文化、教育等について市民全体の立場から検討、討議し、自から実戦することによって、魅力ある明るい豊かな街にすることを目的とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 政治、経済、社会、文化、教育等に関する調査、研究、検討およびその改善に資する計画の立案、および実現を推進する事業。
- (2) 市および市議会、市民並びに諸機関、諸団体等に対する提言、提唱。
- (3) その他の目的達成に必要な事業。

第4条 (会員の構成)

本会は川越市に居住し市の現状と将来に関心をもち市民全体の利益を考慮できる20歳以上の者をもって構成する。(以下会員と称す)

入会については、会員2名の推選により、役員会で承認する。

第5条 (事務局)

本会は事務局を(社)川越青年会議所内に置く。

第6条 (会議)

本会は次の会議を行なう。

- (1) 定例会
- (2) 総会
- (3) 役員会

第7条 (定例会)

定例会は毎月1回以上とする。

第8条 (総会)

総会は年1回とし、定足数は2分の1とする。

臨時総会は代表幹事または会員の3分の1以上が必要と認めるとき、開催することができる。

第9条 (役員会)

役員は本会の運営にあたる。役員会の定足数は2分の1とする。

第10条 (役員)

本会の役員は次の通りとする。

- (1) 代表幹事 1 名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 会計 2 名
- (4) 監事 2 名
- (5) 事務局長 1 名

第11条 (役員を選任)

総会において会員の互選とする。

第12条 (役員の仕事)

- (1) 代表幹事は、本会を代表し会務を総括し会議を招集して、その議長となる。
- (2) 幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、本会の運営及び会計を監査する。
- (5) 事務局長は、本会の事務を処理する。

第13条 (役員の仕事)

役員の仕事は1年とし、再選を妨げない。補欠または増員により選任された役員は、他の役員の仕事期間と同一とする。

第14条 (顧問)

役員の仕事を得、本会の決定により、顧問を置くことができる。

第15条 (会計)

本会の会計は、会員の会費及び、本会の目的に賛同する者の寄附金又は、賛助金、その他の収入によるものとする。

尚会費の決定、変更等は、役員会において検討し会員の承認をもって決定する。

第16条 (報酬)

本会の会員は、無報酬とする。

第17条 (会計年度)

本会の会計は毎年1月1日より同年12月31日までの年1期とする。

第18条 (会則改正)

本会の会則は会員の3分の2以上によって改正することができる。

附則 当会則は1981年7月11日から施行する。